

平成16年度版

すぎなみの介護保険

(平成15年度実績)



はじめに

介護保険制度は、急速な高齢化の進行とともに増えていく寝たきりや痴呆などにより介護を必要とする人を、社会全体で支え合う制度として、平成12年4月に創設されました。

この保険は、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた身近な地域で、安心して自立した生活が送れるよう、保健医療サービス及び福祉サービスを総合的・効率的に提供することを目的としています。

平成16年度は創設後5年度目となりますが、杉並区におきましては、区民の皆様のご理解、また、主治医、ケアマネジャー、サービス事業者等、多くの関係者のご努力により、制度は着実に定着するとともに、居宅サービスを中心に利用者及びサービス量も増加し、おおむね順調に推移しております。

一方、給付費の急増などの課題も生じており、現在、介護保険法に定められた制度全般の見直しに向けて、国の社会保障審議会介護保険部会において、各種の検討が進められています。現段階では、国は、本年秋に見直し案を公表し、来年の通常国会に介護保険法改正案を提出する予定としています。区としては、介護保険制度の理念の発展と継承をめざし、また、国民に信頼され、将来にわたり持続可能な制度としていくことが重要と考えております。

さて、このたび、介護保険制度をご理解いただくための一助として、「すぎなみの介護保険(平成15年度実績)」を発行いたしました。身近に置いて、ご利用いただければ幸いです。

今後とも、分かり易く、利用しやすい制度運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成16年9月

杉並区保健福祉部介護保課

も く じ

1 介護保険のあゆみ	4
2 介護保険関係組織・事務分掌（平成16年度）	6
3 被保険者	7
(1) 第1号被保険者	7
(2) 第2号被保険者	7
4 介護保険料	8
(1) 第1号被保険者	8
(2) 第2号被保険者	9
(3) 保険料の減免と徴収猶予	9
5 要介護認定	10
(1) 要介護（要支援）認定の申請	11
(2) 認定調査	11
(3) 一次判定	12
(4) 二次判定	12
(5) 認 定	13
6 介護保険給付	14
(1) 介護保険サービスの種類	14
(2) 居宅サービスの利用	15
(3) 施設サービスの利用	16
(4) 福祉用具購入費の支給	16
(5) 住宅改修費の支給	17
(6) 高額介護サービス費	17
(7) 利用者負担額の減免	18

(8) 食費の自己負担額 (標準負担額) の減額	1 8
(9) 旧措置入所者利用者負担額の減免	
食費の自己負担額 (特定標準負担額) の減額	1 8
7 介護保険関連給付	2 0
(1) 高額介護サービス費等資金貸付事業	2 0
(2) 訪問介護利用者負担額助成事業	2 0
(3) 住宅改修支援助成事業 (ケアマネ ジャー等支援事業)	2 1
(4) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成	2 1
(5) 家族介護慰労金事業.....	2 2
(6) 介護保険サービス利用者負担額助成事業.....	2 2
8 財 政	2 3
9 介護保険運営協議会	2 5
10 介護保険相談	2 6
11 事業者支援	2 7
(1) 事業者連絡会	2 7
(2) ケアマネージャー支援事業	2 7
12 趣旨普及	3 0

1 介護保険のあゆみ

国・都・杉並区のあゆみ		
平成 8年 11月	第 139 回臨時国会に「介護保険関連 3 法案」(介護保険法、介護保険法、施行法、医療法の一部を改正する法律)提出(国)	
平成 9年 5月	衆議院で 3 法案修正可決(国)	
7月	「介護保険制度対策検討委員会」を設置(区)	
10月	「介護保険準備主査」を設置(区)	
12月	参議院で 3 法案再修正可決(国)	
	衆議院で 3 法案可決成立(国)	
	「介護保険関連 3 法」公布(12月17日)(国)	
平成 10年 2月	「介護保険制度推進会議」の設置(区)	
4月	「介護保険支援専門員に関する省令」公布(国)	
	「介護保険準備担当課」を設置(区)	
5月	「杉並区介護保険事業懇談会」を設置(区)	
7月	「介護保険制度のための高齢者実態調査」を実施(区)	
9月	「第 1 回介護支援専門員実務研修受講試験」実施(都)	
12月	「介護保険法施行令」「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」公布(国)	
平成 11年 2月	「介護保険事業計画のあり方」を報告(区)	
3月	「介護保険法施行規則」「指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」「介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令」公布(国)	
4月	介護サービス量見込みの算出手順(正式ワークシート)を提示(国)	
	「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」公布(国)	
	「介護保険課」を設置(区)	
6月	指定事業者の申請受付を開始(都)	

	9月	第1号被保険者該当のお知らせを送付(区)
	10月	要介護認定の申請受付を開始(区)(10月1日) 「介護保険事業計画素案」の住民説明会開催(区)
	11月	政府の「介護保険法の円滑な実施のための特別対策」発表(国)
平成12年	2月	介護報酬単価の決定(国) 「介護保険事業計画」を策定(区)
	3月	第1号被保険者に介護保険被保険者証一斉交付(区) 介護保険制度住民説明会開催(区)
	4月	介護保険法施行(国)(4月1日) 杉並区介護保険条例施行(区)(4月1日) 高額介護サービス費等資金貸付基金設置(区) 「介護保険運営協議会」を設置(区)
	8月	第1号被保険者に保険料賦課決定通知書を郵送(区)
	11月	「杉並区介護保険サービス利用状況調査」を実施(区)
平成13年	4月	家族介護慰労金事業開始(区) 「介護保険サービス利用者負担額助成事業」を開始(区)
	10月	保険料本来額徴収を開始(区) 「杉並区介護保険に関する調査」を実施(区)
平成14年	1月	訪問通所サービスと短期入所サービスの利用枠を一本化(国) 生計困難者に対する利用者負担額軽減制度の実施(区)
	10月	「第2期介護保険事業計画素案」公開(区)
平成15年	3月	介護報酬の改定(国) 「第2期介護保険事業計画」を策定(区)
	4月	第1号被保険者介護保険料基準月額を3,000円に改定(区)
	12月	介護給付費通知の実施(介護費用適正化特別対策事業)(区)

2 介護保険関係組織・事務分掌

保健福祉部	管理課	計画調整担当係長	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉施策の総合的計画及び事業の調整に関すること ・成年後見制度、第三者評価等の福祉サービス利用者保護に係る総合調整に関すること ・福祉マンパワーの確保に関すること
		相談調整担当係長	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険に係る要望、意見などの処理に関すること ・東京都国民健康保険団体連合会との連絡調整等に関すること ・介護保険に係る審査請求の收受等に関すること
	高齢者施策課	管理係	・介護保険運営協議会に関すること
		計画推進担当係長	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に係る保健福祉計画の推進に関すること ・高齢者に係る施設の計画及び建設（建設助成含む）に関すること ・介護保険事業計画に関すること（介護保険に関する調査含む）
		施設担当係長	・高齢者在宅サービスセンター及び特別養護老人ホーム上井草園に関すること
		高齢者保健担当係長	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉施策の専門分野における企画調整に関すること ・高齢者保健福祉に係る専門的、技術的支援に関すること ・高齢者の自立に係る地域支援体制の整備及び関係機関との連携に関すること
	高齢者在宅サービス課	在宅支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険に係る相談及び申請の受付等に関すること ・基幹型在宅介護支援センターに関すること ・居宅介護支援事業に関すること ・痴呆性高齢者等支援事業に関すること
		介護予防推進担当係長	・介護予防推進事業に関すること
		保健指導担当係長	・訪問指導事業に関すること
	介護保険課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険特別会計の運営に関すること ・介護保険の普及に関すること
		事業者支援担当係長	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険に係る事業者の支援に関すること ・介護老人保健施設の指導及び監査に関すること
		認定係	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護（要支援）認定に関すること ・要介護認定調査の統括に関すること ・介護認定審査会に関すること
		認定担当係長	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定調査に関すること ・介護認定審査会に関すること
		資格保険料係	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の被保険者資格及び被保険者証に関すること ・介護保険料の賦課及び収納に関すること ・介護保険料の減免に関すること ・介護保険料滞納金の徴収及び滞納処分に関すること ・過誤納保険料の還付及び充当に関すること
		滞納整理担当係長	・介護保険料滞納金の徴収及び滞納処分に関すること
		給付係	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の給付に関すること ・利用者負担の減免に関すること ・利用者負担の助成に関すること ・高額介護サービス費等資金の貸付に関すること ・住宅改修支援に係る助成金の交付に関すること ・家族介護慰労金の支給に関すること
	福祉事務所（東・西・南）	高齢者支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険に係る相談及び申請の受付に関すること ・基幹型在宅介護支援センターに関すること ・居宅介護支援事業に関すること

3 被保険者

介護保険の被保険者は次のように区分されます。

(1) 第1号被保険者

杉並区内に住民登録・外国人登録をしている65歳以上の方

(2) 第2号被保険者

杉並区内に住民登録・外国人登録をしている40歳以上65歳未満の医療保険加入者

住所地特例被保険者

杉並区から区外の特別養護老人ホームなどの介護保険施設に住所を移した方も引き続き杉並区の被保険者になります。

3 - 表1 第1号被保険者数

(平成16年3月31日現在)

種別	男	女	計	住所地特例被保険者(再掲)	外国人(再掲)
前期高齢者(65~74歳)	21,290	27,841	49,131	596	449
後期高齢者(75歳以上)	15,639	27,669	43,308		
計	36,929	55,510	92,439		

3 - 表2 第1号被保険者増減状況

(平成15年度)

増		減	
転入	1,088	転出	1,409
65歳到達	4,741	死亡	3,027
職権復活・その他	20	職権喪失・その他	52
計	5,849	計	4,488

3 - 表3 年齢別第1号被保険者

年齢	被保険者数				
	12年4月1日	13年3月31日	14年3月31日	15年3月31日	16年3月31日
65~69歳	26,160	26,657	26,517	26,173	25,573
70~74歳	22,391	22,568	22,957	23,404	23,558
75~79歳	16,073	16,913	17,607	18,435	19,227
80~84歳	10,398	10,867	11,375	11,838	12,537
85~89歳	6,562	6,662	6,900	6,963	7,043
90~94歳	2,742	2,959	3,184	3,290	3,396
95~99歳	673	688	753	841	946
100歳以上	79	107	124	134	159
計	85,078	87,421	89,417	91,078	92,439

4 介護保険料

(1) 第1号被保険者

保険料額

第1号被保険者の保険料は、保険給付費の見込み額や高齢者人口などを基に算定し、杉並区介護保険条例で定めています。

平成15年度は、保険料額の改定を行ない基準年額を36,000円（第3段階）とし、区民税課税状況等により下表のとおり5段階の保険料を設定しています。

保険料額の改定

平成15年3月に第2期介護保険事業計画を策定しました。介護保険事業計画は、介護保険制度を円滑に運営していくために、各区市町村が策定する計画で、3年に1度改定することになっています。保険料もこの計画を基に改定を行います。

保険料は、3年間に必要な介護保険サービスの費用の見込に基づいて計算します。

平成15年度から17年度の介護保険サービスの費用を基に保険料の計算をすると、基準月額額は3,305円になりますが、平成12年度から14年度に積立てた介護保険給付費準備基金を11億2,500万円取崩すことで、基準月額を3,000円に抑えました。

平成15年度から17年度の保険料額は、下表のとおりで3年間変わりません。

介護保険料額

段階	対象者	15年度保険料年額 (月額)
第1段階 基準年額×0.5	生活保護受給者または世帯全員が 区民税非課税かつ老齢福祉年金受給者	年 18,000円 (月 1,500円)
第2段階 基準年額×0.75	世帯全員(1人世帯を含む)が 区民税非課税	年 27,000円 (月 2,250円)
第3段階 基準年額	本人が区民税非課税で 他の世帯員が区民税課税	年 36,000円 (月 3,000円)
第4段階 基準年額×1.25	本人が区民税課税 (合計所得200万円未満)	年 45,000円 (月 3,750円)
第5段階 基準年額×1.5	本人が区民税課税 (合計所得200万円以上)	年 54,000円 (月 4,500円)

保険料の納付方法

老齢・退職年金が年額18万円以上の方は年金から天引きされる特別徴収となり、それ以外の方は、納付書または口座振替で納付する普通徴収になります。

4 - 表1 介護保険料収納状況

(単位 金額 円)

年度	区分	調定額 A	収入額 B	還付未済額 C	収納率 D (B-C) ÷ A	未納額 E A - (B-C)	不納欠損額
1 2	特別徴収	654,402,854	658,066,652	3,663,798	100.00%	0	0
	普通徴収	170,780,505	154,192,033	431,231	90.03%	17,019,703	0
	合計	825,183,359	812,258,685	4,095,029	97.94%	17,019,703	0
1 3	特別徴収	1,997,442,421	2,002,841,343	5,398,922	100.00%	0	0
	普通徴収	520,509,477	477,469,118	939,392	91.55%	43,979,751	0
	合計	2,517,951,898	2,480,310,461	6,338,314	98.25%	43,979,751	0
	滞納繰越分	16,944,652	8,763,868	49,410	51.43%	8,230,194	0
1 4	特別徴収	2,715,909,435	2,721,215,671	5,306,236	100.00%	0	0
	普通徴収	696,214,083	633,641,391	1,690,426	90.77%	64,263,118	0
	合計	3,412,123,518	3,354,857,062	6,996,662	98.12%	64,263,118	0
	滞納繰越分	51,960,183	14,866,521	98,766	28.42%	37,192,428	6,501,058
1 5	特別徴収	2,865,215,130	2,871,751,025	6,535,895	100.00%	0	0
	普通徴収	705,242,128	636,254,202	1,897,569	89.95%	70,885,495	0
	合計	3,570,457,258	3,508,005,227	8,433,464	98.01%	70,885,495	0
	滞納繰越分	94,630,956	21,315,954	105,251	22.41%	73,420,253	24,763,016

(2) 第2号被保険者

加入している医療保険で保険料を算出・徴収します。集められた保険料は、いったん社会保険診療報酬支払基金に集められ、給付費に応じて、区市町村に交付されます。

(3) 保険料の減免と徴収猶予

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合、申請により一定期間保険料が減免または、徴収猶予されます。

4 - 表2 介護保険料減免・徴収猶予状況 (単位 金額 円)

年度	減 免		徴 収 猶 予	
	件数	減免額	件数	徴収猶予額
1 2	3	15,436	0	0
1 3	5	47,028	0	0
1 4	1	11,070	0	0
1 5	2	20,250	0	0

5 要介護認定

介護保険サービスを利用するには、介護が必要であるという要介護（要支援）認定を受けなければなりません。

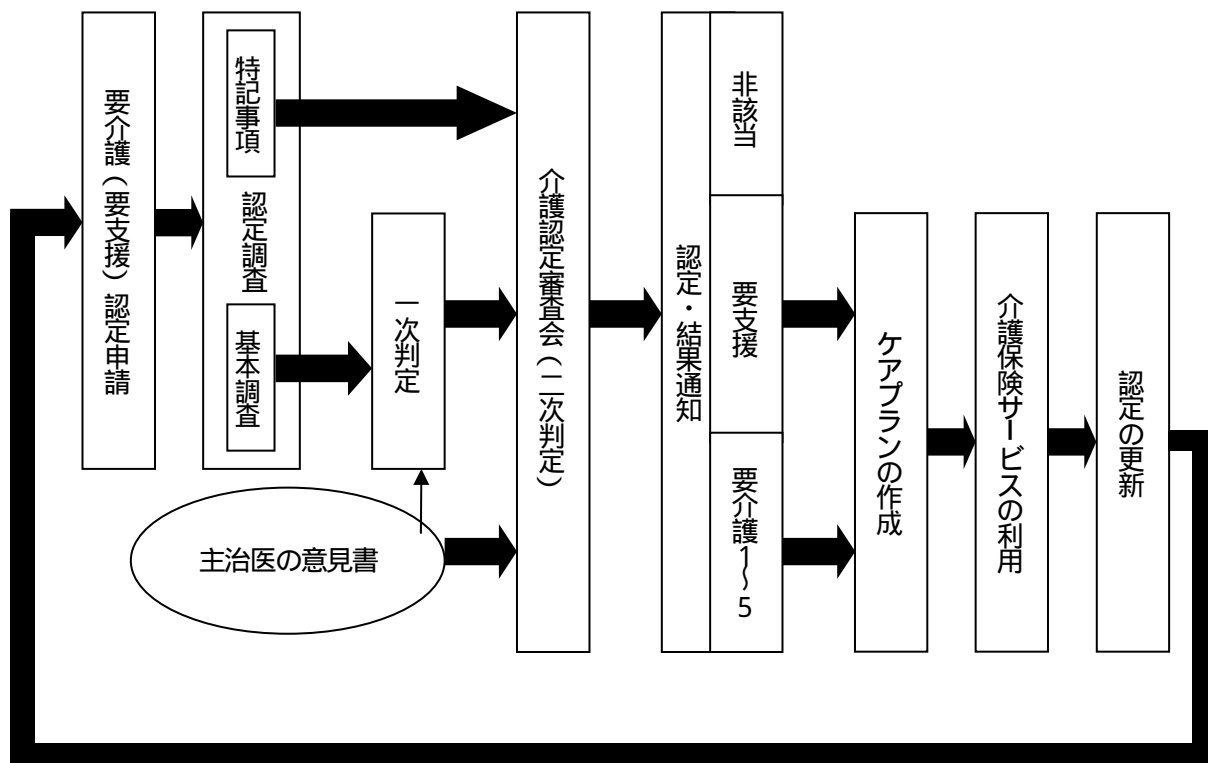
65歳以上の方は、原因を問わず介護が必要になったとき申請ができます。

40歳以上65歳未満の方は、加齢に伴う病気（特定疾病）が原因で介護が必要になったときに申請ができます。

特定疾病（加齢に伴う病気）

きんいしゆくせいそくさくこうかしょう 筋萎縮性側索硬化症 こうじゅうじんたいこっかしょう 後縦靭帯骨化症 こつそししょうしょう 骨折を伴う骨粗鬆症 シャイ・ドレーガー症候群 しょうろうき ちほう 初老期における痴呆 せきずいしょうのうへんせいしょう 脊髄小脳変性症 せきちゅうかんきょうさくしょう 脊柱管狭窄症 そうろうしょう 早老症	どうようびょうせいしんけいしょうがい じんしょう もうまくしょう 糖尿病性神経障害・腎症・網膜症 のうけつかんしゅつかん 脳血管疾患 パーキンソン病 へいそくせいどうみやくこうかしょう 閉塞性動脈硬化症 まんせいかんせつ 慢性関節リウマチ まんせいへいそくせいはいしゅつかん 慢性閉塞性肺疾患 りょうがわ しゅつかんせつ こかんせつ いちじる 両側の膝関節又は股関節に著しい変形 を伴う変形性関節症
---	---

認定申請からサービス利用までのしくみ



(1) 要介護(要支援)認定の申請

区役所・福祉事務所・ケア24で申請を受け付けます。

5 - 表1 認定申請・認定審査状況

種 別	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
認定申請件数	9,761	19,112	19,104	20,610	21,992
内 区分変更申請件数	277	644	875	1,275	1,555
審査会開催回数	273	505	521	559	582
審査会判定件数(認定件数)	8,441	17,211	18,784	20,311	21,103

5 - 表2 平成15年度申請件数月次推移

月 別	新 規	転 入	更 新	区分変更	認定取消	合 計
4月	473	21	979	148	0	1,621
5月	488	28	971	131	0	1,618
6月	472	16	1,354	119	0	1,961
7月	475	18	1,555	131	0	2,179
8月	438	16	1,099	124	0	1,677
9月	439	16	1,359	136	0	1,950
10月	469	22	1,324	121	0	1,936
11月	378	17	1,190	116	0	1,701
12月	415	21	1,149	121	0	1,706
1月	522	19	1,405	134	0	2,080
2月	510	22	1,123	132	0	1,787
3月	434	26	1,174	142	0	1,776
合計	5,513	242	14,682	1,555	0	21,992

5 - 表3 年度別認定申請件数

年 度	新 規	転 入	更 新	区分変更	認定取消	合 計
11	9,484	0	0	277	0	9,761
12	4,978	133	13,355	644	2	19,112
13	4,950	172	13,106	875	1	19,104
14	5,313	192	13,829	1,275	1	20,610
15	5,513	242	14,682	1,555	0	21,992

(2) 認定調査

区の職員が区が委託した事業所の調査員が自宅等を訪問し心身の状況などを調査します。

5 - 表4 事業所別調査件数

年 度	区役所	福祉事務所	ケア24	社会福祉協議会	その他	合 計
11	5	4,394	2,353	171	2,526	9,449
12	2	10,587	3,359	299	3,737	17,984
13	8	8,525	5,150	439	4,659	18,781
14	5	5,108	10,020	376	4,670	20,179
15	8	5,001	11,662	489	4,682	21,842

* 社会福祉協議会は平成15年度からさんあい公社の事業を引き継ぎました。

【要介護認定調査従事者研修】

区では、認定調査に従事する調査員が、公平・公正かつ適切な調査を実施するために、必要な知識・技能を修得することを目的として、新任研修及び現任研修を実施しています。

5 - 表5 平成15年度研修開催実績

	回数	参加人数合計	備考
新任研修	8	57	随時開催
現任研修	1	104	11月開催

(3) 一次判定

認定調査の結果に基づき、全国一律の基準でコンピューターによる一次判定を行います。

(4) 二次判定

「一次判定による結果」「認定調査時の特記事項」「主治医の意見書」を基に介護認定審査会で判定します。

【介護認定審査会とは】

医療・保健・福祉の分野における専門家で構成され、審査・判定は5名の合議体で行います。

5 - 表6 介護認定審査会委員数 (平成16年3月31日現在)

区分	医療	保健	福祉	合計
委員数	71	31	36	138

5 - 表7 認定審査会開催回数

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
11							50	51	40	37	48	47	273
12	26	28	39	29	53	26	50	44	46	49	65	50	505
13	48	49	52	45	41	29	38	30	32	51	54	52	521
14	51	49	49	52	46	41	49	44	41	44	49	44	559
15	45	46	46	54	56	46	50	48	47	47	50	47	582

5 - 表8 判定結果内訳

区分	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	内再調査	
11	居宅	330	1,117	1,827	1,001	679	654	522	6,130	25
	施設	18	97	387	276	388	663	482	2,311	8
	合計	348	1,214	2,214	1,277	1,067	1,317	1,004	8,441	33
12	居宅	332	2,734	4,698	2,343	1,229	911	605	12,852	13
	施設	23	127	743	752	754	1,060	900	4,359	18
	合計	355	2,861	5,441	3,095	1,983	1,971	1,505	17,211	31
13	居宅	242	2,532	4,430	2,751	1,563	1,190	847	13,555	5
	施設	10	101	598	826	977	1,415	1,302	5,229	4
	合計	252	2,633	5,028	3,577	2,540	2,605	2,149	18,784	9
14	居宅	259	2,911	5,275	2,993	1,623	1,125	844	15,030	2
	施設	12	66	562	806	906	1,434	1,495	5,281	1
	合計	271	2,977	5,837	3,799	2,529	2,559	2,339	20,311	3
15	居宅	354	3,687	5,570	2,134	1,417	1,055	823	15,040	1
	施設	16	196	722	716	1,057	1,512	1,844	6,063	1
	合計	370	3,883	6,292	2,850	2,474	2,567	2,667	21,103	2

「居宅」「施設」は、認定調査時において区分しています。

(5) 認定

二次判定を基に、要支援・要介護1～5の6段階の認定を行います。
非該当(自立)...介護保険サービスの利用はできません。

5 - 表9 年別要介護(要支援)認定者数

区分	第1号被保険者		第2号被保険者		小計		合計
	要支援	要介護	要支援	要介護	要支援	要介護	
12.4.1	1,208	6,372	6	150	1,214	6,522	7,736
13.3.31	1,273	8,369	7	235	1,280	8,604	9,884
14.3.31	1,629	9,585	15	280	1,644	9,865	11,509
15.3.31	1,974	11,131	16	332	1,990	11,463	13,453
16.3.31	2,702	12,078	23	365	2,725	12,443	15,168

5 - 表10 第1号被保険者年齢別認定者数

(平成16年3月31日現在)

年齢	被保険者数	要支援 (A)	要介護(B)						小計	合計 (A+B)
			1	2	3	4	5			
65～69歳	25,573	115	233	84	80	67	76	540	655	
70～74歳	23,558	334	497	206	153	171	163	1,190	1,524	
75～79歳	19,227	658	874	359	269	253	283	2,038	2,696	
80～84歳	12,537	797	1,210	451	325	356	337	2,679	3,476	
85～89歳	7,043	541	1,080	486	421	400	405	2,792	3,333	
90～94歳	3,396	216	595	362	317	386	337	1,997	2,213	
95～99歳	946	38	133	104	110	187	168	702	740	
100歳以上	159	3	9	21	18	48	44	140	143	
合計	92,439	2,702	4,631	2,073	1,693	1,868	1,813	12,078	14,780	
被保険者に対する比率		2.92%	5.00%	2.24%	1.83%	2.02%	1.96%	13.06%	15.98%	

5 - 表11 第2号被保険者年齢別認定者数

(平成16年3月31日現在)

年齢	要支援 (A)	要介護(B)						小計	合計 (A+B)
		1	2	3	4	5			
40～44歳	0	2	0	1	0	2	5	5	
45～49歳	1	6	3	3	4	4	20	21	
50～54歳	2	20	7	9	12	4	52	54	
55～59歳	5	44	21	24	11	12	112	117	
60～64歳	15	59	36	24	21	36	176	191	
合計	23	131	67	61	48	58	365	388	

6 介護保険給付

介護保険サービスは、要支援・要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。

サービスには居宅サービスと、施設サービスの2種類があります。

居宅サービスを利用するときには、「いつ、どのようなサービスを利用するか」というケアプラン（居宅サービス計画）をケアマネジャー（介護支援専門員）に作成依頼したうえでサービスを利用します。なお、ケアプランは自分で作成することもできます。

施設サービスは、利用者が施設を選び、申し込んで利用します。

利用者負担額はサービス費用の1割で、残りの9割は保険給付されます。保険給付には、現物給付（1）と償還払い（2）の2種類があります。

- 1 サービス利用時にお客様は、1割を事業者にお支払い、9割分は事業者が直接保険で支払います。
- 2 いったんサービス費用の総額をお支払いいただき、後で申請により9割分が保険から支払われます。

（1）介護保険サービスの種類

居宅サービス

訪問介護 ホームヘルパーが入浴・排せつ・調理・洗濯などの介護や家事を行います。	短期入所生活介護（ショートステイ） 短期間、特別養護老人ホームなどで、介護を行います。
訪問入浴介護 移動可能な浴槽を自宅に運び入れ、入浴の介護を行います。	短期入所療養介護（ショートステイ） 医学的管理が必要な方に短期間、医療施設で介護を行います。
訪問看護 医師の指示のもと、看護師や保健師が訪問し、健康チェックや療養上の介護、診療補助を行います。	福祉用具購入費の支給 入浴用いす・ポータブルトイレなどの入浴や排せつのための福祉用具の購入費を、限度額内で支給します。
訪問リハビリテーション 医師の指示のもと、理学療法士や作業療法士が訪問し機能回復のための訓練を行います。	住宅改修費の支給 お風呂場やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を限度額内で支給します。
通所介護（デイサービス） 高齢者在宅サービスセンターなどの施設で、健康チェックや入浴、食事、日常動作訓練を行います。（日帰り）	居宅療養管理指導 医師、歯科医師、薬剤師らが自宅を訪問して、療養に関するアドバイス等を行います。
通所リハビリテーション（デイケア） 介護老人保健施設・病院・診療所で機能回復訓練を行います。（日帰り）	痴呆対応型共同生活介護（グループホーム） 痴呆の高齢者が共同生活を営む住居において、介護を行います。（要介護1～5と認定された方が利用できます。）
福祉用具の貸与 車いすや特殊ベッドなど、在宅での生活に必要な福祉用具を貸し出します。	特定施設入所者生活介護 指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームで、介護サービスを行います。

施設サービス（要介護1～5と認定された方が利用できます）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 常時介護が必要で自宅での生活が困難な方に対し、食事・排せつ・入浴・着替えなどの日常生活上の世話を中心とした介護を行います。
介護老人保健施設（老人保健施設） 病状が安定した方に対し、機能訓練や日常生活上の世話などの介護を行います。
介護療養型医療施設（療養病床など） 急性期の治療を終え、長期にわたって療養を必要とする方に対し、医学的管理のもとで介護を行います。

(2) 居宅サービスの利用

居宅でサービスを利用する場合、要介護度別に保険給付の上限額（支給限度基準額）を設けています。

要介護度	支給限度基準額 (1ヵ月あたり)	金額に換算すると...
要支援	6,150単位	61,500～65,928円
要介護1	16,580単位	165,800～177,737円
要介護2	19,480単位	194,800～208,825円
要介護3	26,750単位	267,500～286,760円
要介護4	30,600単位	306,000～328,032円
要介護5	35,830単位	358,300～384,097円

- ・支給限度基準額（単位数）を金額に換算した場合
1単位あたりの額はサービスの種類によって異なります（10～10,72円）。そのため、利用者の一人ひとりのケアプランに応じて金額は異なります。
- ・利用者の負担は利用総額の一割です。

6 - 表1 居宅介護（支援）サービス利用者数

【4月審査（3月利用分）】

年 度	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
1 2	870 (3)	1,876 (45)	1,189 (43)	766 (21)	589 (17)	548 (23)	5,838 (152)
1 3	1,086 (5)	2,407 (53)	1,487 (47)	910 (36)	709 (14)	600 (22)	7,199 (177)
1 4	1,282 (4)	3,011 (60)	1,787 (60)	977 (36)	729 (18)	621 (29)	8,407 (207)
1 5	1,785 (9)	3,622 (89)	1,560 (48)	1,078 (40)	898 (29)	723 (34)	9,666 (249)

()内は第2号被保険者再掲
福祉用具購入費・住宅改修費のみの利用者は含みません。

(3) 施設サービスの利用

施設サービスの利用者負担は、下表の + + の額になります。

	施設サービス費		食費の 自己負担額 (標準負担額)	日常生活費
	総費用額 (要介護1～5)	利用者 負担額		
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	212,848～ 301,509円	左記 (総費用額) の利用者負担額は の1割	23,400円 (780円×30日)	(施設によって異なる) 日用品・教養娯楽費など
介護老人保健施設 (老人保健施設)	257,493～ 323,203円		(所得に応じて18頁 のとおり減額あり)	
介護療養型医療施設 (療養病床など)	257,808～ 427,584円			

要介護度に応じて費用は変わります。

東京23区の標準的なサービス費用であり、施設の所在地・規模・加算等により費用は変わります。

小規模生活単位型介護老人福祉施設の料金体系は、含まれていません。

介護療養型医療施設では特定診療費として、1万円程度の自己負担額がかかる場合があります。

6 - 表2 施設介護サービス利用者数

【4月審査(3月利用分)】

年 度	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合 計
1 2	1,233 (11)	437 (8)	193 (10)	1,863 (29)
1 3	1,239 (12)	484 (6)	245 (6)	1,968 (24)
1 4	1,393 (9)	461 (13)	296 (8)	2,150 (30)
1 5	1,431 (16)	453 (11)	446 (12)	2,330 (39)

()内は第2号被保険者再掲

(4) 福祉用具購入費の支給

貸与に適さない入浴や排せつに使用する福祉用具などを購入した場合、年間10万円の範囲内で、保険対象となるものについて、購入費の9割を償還払いにより支給します。

6 - 表3 福祉用具購入費の支給

(単位 金額 円)

年 度	要支援		要介護		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
1 2	84	1,866,190	907	26,511,282	991	28,377,472
1 3	138	3,153,083	1,493	43,526,423	1,631	46,679,506
1 4	171	4,468,771	1,789	51,408,826	1,960	55,877,597
1 5	268	6,390,349	1,938	56,051,272	2,206	62,441,621

(5) 住宅改修費の支給

お風呂やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を、一住居20万円の範囲内で、保険対象となるものについて、改修費用の9割を償還払いにより支給します。

6 - 表4 住宅改修費の支給 (単位 金額 円)

年 度	要支援		要介護		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
1 2	113	11,420,769	804	86,707,003	917	98,127,772
1 3	222	25,634,158	1,294	149,191,830	1,516	174,825,988
1 4	279	33,618,742	1,459	167,112,830	1,738	200,731,572
1 5	360	42,856,759	1,667	182,762,128	2,027	225,618,887

(6) 高額介護サービス費

サービス利用時に支払う1割の利用者負担額には、区民税の課税状況等によって1ヵ月あたりの上限額があり、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として支給します。

6 - 表5 高額介護サービス費の支給 (単位 金額 円)

年 度	世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者等		世帯全員の区民税が非課税等		左記以外の世帯		合 計	
	上限額15,000円/月		上限額24,600円/月		上限額37,200円/月			
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
1 2	588	4,652,298	2,379	12,983,546	394	1,650,473	3,361	19,286,317
1 3	1,563	16,490,657	16,098	92,153,935	2,989	13,577,987	20,650	122,222,579
1 4	596	8,400,929	14,296	84,212,665	4,483	26,059,561	19,375	118,673,155
1 5	708	10,309,586	16,852	100,001,889	6,258	37,526,167	23,818	147,837,642

第2号被保険者を含みます。

(7) 利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合、申請により一定期間利用者負担額が減免されます。

6 - 表6 利用者負担額の減免

年 度	減額件数	免除件数	合 計
1 2	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1 3	0 (0)	2 (1)	2 (1)
1 4	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1 5	0 (0)	0 (0)	0 (0)

()内は第2号被保険者再掲

(8) 食費の自己負担額(標準負担額)の減額

介護保険施設に入所・入院中の食費の自己負担額は、1日あたり780円です。世帯全員の住民税が非課税等に応じ500円または300円に減額されます。

6 - 表7 食費の自己負担額(標準負担額)の減額

区 分	世帯全員の区民税が非課税 かつ老齢福祉年金受給者等	世帯全員の区民税が 非課税等	合 計
	300円 / 日額	500円 / 日額	
1 3 . 3 . 3 1	47 (0)	307 (5)	354 (5)
1 4 . 3 . 3 1	76 (0)	535 (11)	611 (11)
1 5 . 3 . 3 1	112 (0)	886 (19)	998 (19)
1 6 . 3 . 3 1	158 (0)	1,211 (20)	1,369 (20)

()内は第2号被保険者再掲

(9) 旧措置入所者利用者負担額の減免・食費の自己負担額(特定標準負担額)の減額

介護保険法施行前から介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所している場合、施行から5年間(平成12年度~平成16年度)区民税の課税状況等に応じて利用者負担額が減免、食費の自己負担額(特定標準負担額)が減額されます。

6 - 表8 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減免

区 分	利用者負担額の減免			食費の自己負担額(特定標準負担額)の減額		
	老齢福祉年 金受給者等	世帯全員の 区民税が非課税 等	合 計	老齢福祉年 金受給者等	世帯全員の 区民税が非課税 等	合 計
13.3.31	145 (5)	333 (0)	478 (5)	287 (5)	647 (4)	934 (9)
14.3.31	117 (3)	273 (0)	390 (3)	235 (3)	504 (3)	739 (6)
15.3.31	94 (2)	220 (0)	314 (2)	186 (2)	411 (0)	597 (2)
16.3.31	78 (2)	177 (0)	255 (2)	146 (2)	342 (0)	488 (2)

()内は第2号被保険者再掲

6 - 表9 平成15年度介護給付費の状況（現物給付の件数はレセプト件数）

(単位 金額 円)

種 類	現物給付		償還払い		給付費合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
居宅介護（支援）サービス給付費	225,926	10,037,614,434	7	75,870	225,933	10,037,690,304
訪問介護	82,261	4,843,223,575	0	0	82,261	4,843,223,575
訪問入浴介護	8,022	379,234,397	0	0	8,022	379,234,397
訪問看護	14,672	510,805,474	0	0	14,672	510,805,474
訪問リハビリテーション	854	14,146,574	0	0	854	14,146,574
通所介護	31,586	1,555,986,369	0	0	31,586	1,555,986,369
通所リハビリテーション	5,323	288,251,864	0	0	5,323	288,251,864
福祉用具貸与	50,956	666,621,738	7	75,870	50,963	666,697,608
短期入所	6,815	526,984,392	0	0	6,815	526,984,392
短期入所生活介護（特養）	5,916	444,341,194	0	0	5,916	444,341,194
短期入所療養介護（老健）	817	76,015,317	0	0	817	76,015,317
短期入所療養介護（療養型）	82	6,627,881	0	0	82	6,627,881
居宅療養管理指導	22,280	153,624,680	0	0	22,280	153,624,680
痴呆対応型共同生活介護	794	183,256,174	0	0	794	183,256,174
特定施設入所者生活介護	5,306	915,479,197	0	0	5,306	915,479,197
居宅介護（支援）サービス計画費	102,535	917,973,781	0	0	102,535	917,973,781
施設介護サービス給付費	28,077	8,592,566,212	44	335,440	28,121	8,592,901,652
介護老人福祉施設サービス	17,268	5,035,923,597	3	12,600	17,271	5,035,936,197
介護老人保健施設サービス	5,693	1,566,797,383	15	112,000	5,708	1,566,909,383
介護療養型医療施設サービス	5,116	1,989,845,232	26	210,840	5,142	1,990,056,072
福祉用具購入費	0	0	2,206	62,441,621	2,206	62,441,621
住宅改修費	0	0	2,027	225,618,887	2,027	225,618,887
小 計	356,538	19,548,154,427	4,284	288,471,818	360,822	19,836,626,245
高額介護サービス費	1,793	16,440,133	22,025	131,397,509	23,818	147,837,642
合 計	358,331	19,564,594,560	26,309	419,869,327	384,640	19,984,463,887

7 介護保険関連給付

(1) 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに2～3ヵ月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内で無利子で資金貸付を行います。貸付のための基金額は3,000万円です。

7 - 表1 高額介護サービス費等資金貸付 (単位 金額 円)

年 度	高額介護サービス費		福祉用具購入費		住宅改修費		その他		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
1 2	9	298,438	10	327,560	19	2,825,532	0	0	38	3,451,530
1 3	21	435,000	13	679,457	26	3,062,115	0	0	60	4,176,572
1 4	7	164,300	12	453,011	32	4,559,670	0	0	51	5,176,981
1 5	10	264,500	11	626,922	16	2,304,756	0	0	37	3,196,178

(2) 訪問介護利用者負担額助成事業(平成12年度～16年度実施)

世帯の生計中心者が所得税非課税で次の～のいずれかに該当する方は、訪問介護の利用者負担額が減額されます。

特定疾病により要介護(要支援)認定を受けた40～64歳までの方

65歳到達前1年間に障害者ホームヘルプサービスを受けていて、65歳到達により要介護(要支援)認定を受けた方

平成11年度中に区の高齢者ホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の方。
は介護保険制度開始時(平成12年4月)に減額認定された方のみが対象となります。

【軽減率】 10%の利用者負担額を3%に軽減

10%の利用者負担額を6%に軽減(平成17年3月まで)

平成15年7月から高齢者の方の軽減率を変更しました。

平成12年4月から平成15年6月まで 10%が3%に軽減

平成15年7月以降 10%が6%に軽減

7 - 表2 訪問介護利用者負担額助成 (単位 金額 円)

年 度	高齢者経過措置			障害者支援措置			合 計		
	認定者数	件数	金 額	認定者数	件数	金 額	認定者数	件数	金 額
1 2	1,213	9,852	43,917,755	322	2,871	17,883,414	1,535	12,723	61,801,169
1 3	995	9,999	50,430,043	160	2,451	15,970,959	1,155	12,450	66,401,002
1 4	826	8,583	45,800,751	147	1,944	13,685,261	973	10,527	59,486,012
1 5	663	6,920	27,126,369	135	1,691	10,737,684	798	8,611	37,864,053

認定者数は1年間の認定者数合計、件数・金額は1年間の助成件数・金額合計

(3) 住宅改修支援助成事業 (ケアマネージャー等支援事業) (平成 1 3 年 1 月開始)

ケアマネージャー等が住宅改修のため理由書を作成した場合、その所属する居宅介護支援事業者等に 1 件 2 , 0 0 0 円を支給します。

7 - 表 3 住宅改修支援助成 (ケアマネージャー等支援) (単位 金額 円)

年 度	住宅改修支援 (理由書作成助成)	
	件 数	金 額
1 2	22	44,000
1 3	998	1,996,000
1 4	1,046	2,092,000
1 5	483	966,000

住宅改修支援は、平成 1 5 年 4 月から居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等に対する作成のみが対象となります。

(4) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成 (平成 1 4 年 1 月開始)

事業者が介護保険サービスの提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し、利用者負担額 (介護費負担、食費負担、日常生活費負担) の軽減を行った場合、その費用の一部を助成します。

対象となる利用者には、区が「確認証」を交付します。

7 - 表 4 確認証発行及び事業者助成 (単位 金額 円)

年 度	確認証発行件数	利用者数	助成事業者数	助成金額
1 3	4	2	2	24,318
1 4	11	15	17	372,559
1 5	79	68	57	1,411,290

(5) 家族介護慰労金事業(平成13年度開始)

要介護4または要介護5の認定を受けた方を、在宅で1年間介護している同居家族の方に、10万円の慰労金を支給します。

【支給要件】

介護保険サービスを1年間利用していない場合
(7日以内のショートステイ利用を除く)
世帯全員の区民税が非課税

7 - 表5 家族介護慰労金支給 (単位 金額 円)

年度	件数	金額
13	3	300,000
14	4	400,000
15	4	400,000

(6) 介護保険サービス利用者負担額助成事業(区制度 平成13年度開始)

老齢福祉年金受給者等で世帯全員の区民税が非課税の方の利用者負担上限額を月額3,000円とし、それを超えた分について区が助成します。

7 - 表6 介護保険サービス利用者負担額助成 (単位 金額 円)

年度	件数	金額
13	1,025	8,201,432
14	1,259	10,650,053
15	1,291	11,128,101

8 財政

保険給付に必要な費用は保険料と国・都・区の公費を財源としています。

保険料...全体の50% (第1号被保険者18%・第2号被保険者32%)

公費...全体の50% (国25%・都12.5%・杉並区12.5%)

8 - 表1 平成15年度決算内訳

(単位 金額 千円)

科 目		予算現額	決算額	構成比(%)	
歳 入	保険料	3,634,640	3,529,321	16.96%	
	使用料及び手数料	1	0	0.00%	
	国庫支出金	5,122,715	4,964,664	23.86%	
	介護給付費負担金	介護給付費負担金	4,046,671	3,953,071	19.00%
		調整交付金	944,896	884,354	4.25%
		事務費交付金	131,148	127,239	0.61%
	支払基金交付金	6,539,063	6,454,413	31.02%	
	都支出金	2,529,170	2,506,848	12.05%	
	財産収入	1,811	2,167	0.01%	
	繰入金	3,286,063	3,286,062	15.79%	
	介護給付費繰入金	介護給付費繰入金	2,529,169	2,529,168	12.15%
		事務費等繰入金	390,165	390,165	1.87%
		準備基金繰入金	366,729	366,729	1.76%
	繰越金	57,727	57,727	0.28%	
	寄付金	1	0	0.00%	
	諸収入	9,420	8,420	0.04%	
合計	21,180,611	20,809,622	100.00%		
歳 出	総務費	330,728	284,506	1.38%	
	保険給付費	20,233,357	20,026,250	97.07%	
	介護サービス費	介護サービス費	19,305,205	19,115,308	92.66%
		支援サービス費	721,344	721,318	3.50%
		高額介護サービス費	164,960	147,838	0.72%
		審査支払手数料	41,848	41,786	0.20%
	財政安定化基金拠出金	21,851	21,721	0.11%	
	基金積立金	302,111	206,673	1.00%	
	諸支出金	101,890	91,107	0.44%	
	予備費	190,674	0	0.00%	
合計	21,180,611	20,630,257	100.00%		

8 - 表2 年度別財政状況

(1) 歳入 (単位 金額 千円)

年度	保険料		国庫支出金		支払基金交付金		都支出金		財産収入		繰入金	
	収入額	対前年比	収入額	対前年比	収入額	対前年比	収入額	対前年比	収入額	対前年比	収入額	対前年比
12	812,259		3,183,910		3,988,315		1,485,139				4,000,057	
13	2,489,074	306.44%	3,829,819	120.29%	5,018,502	125.83%	1,930,273	129.97%	632		2,856,551	71.41%
14	3,369,724	135.38%	4,436,229	115.83%	5,805,873	115.69%	2,232,910	115.68%	1,085	171.68%	2,440,070	85.42%
15	3,529,321	104.74%	4,964,664	111.91%	6,454,413	111.17%	2,506,848	112.27%	2,167	199.72%	3,286,062	134.67%

年度	繰越金		諸収入		合計	
	収入額	対前年比	収入額	対前年比	収入額	対前年比
12			2,977		13,472,657	
13	581,883		62	2.08%	16,706,796	124.01%
14	122,835	21.11%	2,463	3972.58%	18,411,189	110.20%
15	57,727	47.00%	8,420	341.86%	20,809,622	113.03%

(2) 歳出 (単位 金額 千円)

年度	総務費		保険給付費		財政安定化基金拠出金		基金積立金		諸支出金		合計	
	支出額	対前年比	支出額	対前年比	支出額	対前年比	支出額	対前年比	支出額	対前年比	支出額	対前年比
12	207,786		11,559,893		91,792		1,031,303				12,890,774	
13	228,154	109.80%	15,168,793	131.22%	91,792	100.00%	580,200	56.26%	515,023		16,583,962	128.65%
14	268,362	117.62%	17,791,087	117.29%	91,792	100.00%	80,065	13.80%	122,156	23.72%	18,353,462	110.67%
15	284,506	106.02%	20,026,250	112.56%	21,721	23.66%	206,673	258.13%	91,107	74.58%	20,630,257	112.41%

9 介護保険運営協議会

介護保険事業に関して次の事項を調査審議し、区に必要な提言を行います。

- (ア) 杉並区介護保険事業計画に関すること。
- (イ) 介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること。
- (ウ) その他介護保険事業に関連する区の保健福祉事業に関すること。

9 - 表1 委員数

区 民	区議会議員	学識経験者	保健医療関係者	福祉関係者	合 計
8	2	2	3	7	22

9 - 表2 平成15年度介護保険運営協議会開催実績

	開催日	主な内容
第1回	平成15年 6月 5日	介護保険制度に関する苦情・要望、指定介護老人福祉施設入所指針、介護保険の事業実績、介護保険制度の見直し、その他
第2回	平成15年 8月28日	介護保険制度に関する苦情・要望、指定介護老人福祉施設入所指針に基づく第一次評価、介護保険料、杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例の制定、その他
第3回	平成16年 1月22日	指定介護老人福祉施設入所指針の見直し、特別養護老人ホームの整備、第2期介護保険事業計画と事業実績の比較、介護給付の適正化、その他

10 介護保険相談

被保険者やその家族から介護保険制度に関わる苦情・意見・要望を受け、関係事業者や関係機関と問題解決に向けた調整を行います。また、介護サービスについて、事業者の改善が必要な場合は、助言や指導を行います。

在宅介護支援センター、介護保険相談員（民生委員）、まちかど介護相談薬局など区民に身近な相談機関と連携し、よりきめこまかな相談体制の充実を図ります。

東京都国民健康保険団体連合会への苦情申し立ての受付、東京都介護保険審査会への審査請求に関する相談や申請の受付とともに、必要に応じて関係機関等と連絡調整を行います。

10 - 表1 介護保険制度等に関する苦情・意見要望件数

年 度	要介護認定	介護保険料	介護サービス量	介護事業者及び保険給付	その他	合 計
12	29	10	16	190	72	317
13	17	5	11	142	65	240
14	19	2	9	113	46	189
15	17	7	0	106	74	204

10 - 表2 相談対応結果

年 度	相談者への説明・助言	当事者間を調整	他機関を紹介	その他	合 計
12	215	95	2	5	317
13	133	72	2	33	240
14	117	64	2	6	189
15	127	73	2	2	204

10 - 表3 東京都国民健康保険団体連合会との調整及び東京都介護保険審査会への審査請求

年 度	東京都国民健康保険団体連合会との調整	東京都介護保険審査会への審査請求	合 計
12	5	1	6
13	4	108	112
14	1	28	29
15	4	31	35

1.1 事業者支援

(1) 事業者連絡会

区とサービス事業者との情報交換及び事業者間の交流を図り、サービスの質の向上を図ることを目的として実施します。

11 - 表 1 開催実績

名 称	平成14年度	平成15年度
介護サービス事業者連絡会（全体会）	3	2
訪問介護事業者連絡会	2（内研修1回）	2
通所介護・通所リハビリ事業者連絡会	2（内研修1回）	3

(2) ケアマネージャー支援事業

1 ケアマネージャー研修

	開始日	内 容	参加者数	参加事業所数
第1回	平成15年7月 14・15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義 「処遇困難事例にどう取り組むか」 ・ 介護保険給付の最新情報 ・ 相談と苦情 ・ その他情報等 	227	112
第2回	平成15年12月 15・18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義 「利用者の力を引き出すケアプラン作成」 ・ 介護保険給付の最新情報 ・ SARSとインフルエンザ ・ ケアハウス・グループホーム ・ その他情報等 	264	116
第3回	平成16年3月 17・18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義 「相談者が巻き込まれない対応とは」 ・ 介護保険給付の最新情報 ・ 最近の苦情事例から ・ その他情報等 	271	139
住宅改修	平成15年7月 7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者と生活環境整備の考え方 ・ 介護保険における住宅改修 ・ 高齢者住宅改修の実務 ・ 高齢者住宅改修の実際 	70	46
計			延 832	延 413

2 「研修会」・事例検討会

主 催	内 容	参加者数	参加事業所数
東福祉事務所	「高齢者虐待への支援」		
	虐待の定義、初期の支援方法	17	14
	実態調査の動向、他都市の取り組み	35	22
	事例検討から具体的な初期介入の支援方法	53	27
	「成年後見人制度について」	41	23
	・管轄のケア24毎の地域ケア会議を定期的で開催し、ケアマネジャーや事業者の資質の向上を図り、地域のケアマネジメント支援の仕組みを作る。(33回開催)	延 372	延 244
西福祉事務所	・新介護報酬におけるケアプランについて(グループワーク)	25	20
	・サービス利用拒否事例	32	24
	・アルコール依存症の事例	26	23
	「実際のケアプランの作成演習」	78	73
	・「うつ」と「痴呆」の初期診断	41	28
	・管轄のケア24連絡会として管轄ケア24との地域ケア会議を定期的で開催。(8回開催)	延 93	延 56
南福祉事務所	・境界型人格障害者のヘルパーへの過度な要求	11	8
	「生活保護・支援費制度のついて」	36	21
	・息子からの暴力がありながら援助を求めない	12	7
	・痴呆症状悪化し、介護者との調整が難しいケース	11	7
	「痴呆高齢者を抱える家族へのサポート」	40	24
	・痴呆初期で栄養状態が良くない独居、家族は遠方ほか	11	8
	「医療を介護に活かす」	13	7
	・末期癌の妻と、痴呆の夫、援助しない息子	12	8
	・介護者3人の介護方針が違い、家族間の調整が困難	12	9

南福祉事務所	「ケアマネジメントに活かすコミュニケーション技術について」	27	19
	・アルコール依存症で専門機関にかかっていないケースと介護者からの虐待	13	6

3 サービス事業者交流会

主 催	内 容	参加者数
南福祉事務所	・ケアマネジャーによる運営委員企画し2回開催	65

4 サービス担当者会議開催支援

主 催	内 容
東福祉事務所	・医療行為をヘルパーに強要する家族 ・精神障害者・単身高齢者への支援等
西福祉事務所	・ケアマネジャーからの相談を受けて開催のための助言や基幹型として参加し支援した。

5 援助困難ケースケアマネジメント支援

主 催	内 容
東福祉事務所	・あんしんサポート事業、痴呆専門病院等の情報提供や関係機関との連携等
西福祉事務所	・電話や窓口での個別相談を受け、必要な助言や情報提供を行ない、必要時には訪問し、具体的な支援を行った。
南福祉事務所	・精神障害者、高齢者虐待、成年後見制度等でケアマネジャーを支援

6 けあまね通信の発行 6回

12 趣旨普及

区民の皆様にも、介護保険の趣旨や利用方法について、よく知っていただくための広報活動を行っています。

12 - 表1 介護保険だより

号数	発行年月	部数	配布方法	主な内容
第9号	15年7月	97,000部	保険料本算定通知書に同封	・介護保険サービスの利用方法 ・保険料通知書の見方
第10号	16年4月	23,000部	保険料当初算定通知書に同封	・保険料の納め方 ・保険料通知書の見方

12 - 表2 点字・カセットテープ発行物

発行物名	発行年月	部数		配布方法
		点字	テープ	
介護保険だより第9号	平成15年8月	20冊	50本	保険料本算定通知書に同封
わたしたちの介護保険 平成15年度版	平成15年8月	20冊	50本	保険料本算定通知書に同封

12 - 表3 パンフレット「わたしたちの介護保険」

発行年月	部数	配布方法	内容
平成15年8月	118,000部	保険料通知書に同封	介護保険制度周知

12 - 表4 冊子「介護保険活用読本」

発行年月	部数	配布方法	内容
平成16年3月	25,000部	認定者宛て郵送	介護保険サービスの紹介

12 - 表5 冊子「住宅改修の手引き」

発行年月	部数	配布方法	内容
平成16年3月	2,500部 区民向け 1,000部 事業者向け	区内関連施設の窓口配布	住宅改修の利用

12 - 表6 ポスター

発行年月	部数	掲示場所	内容
平成15年7月	500枚	区内掲示板 区内関連施設	保険料納付啓発

12 表7 広報すぎなみ（主な掲載記事）

掲載年月	記事名	内容
平成15年4月	第2期介護保険事業計画	第2期介護保険事業計画

平成16年度版

すぎなみの介護保険

平成15年度実績

平成16年9月発行

発行 杉並区役所保健福祉部介護保険課
杉並区阿佐谷南1-15-1
電話 (03)3312-2111

登録印刷番号

16-0055